

リフラクトリーセラミックファイバーの呼吸用保護具の検討について

1. 現行の制度

「平成 27 年第 1 回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」における検討結果を踏まえ、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造又は取り扱う作業のうち、特に発じんのおそれが高い作業に従事する場合の呼吸用保護具について、以下のとおり規定している。

(1) 特定化学物質障害予防規則第 38 条の 20 第 3 項第 2 号において、リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業又はリフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破碎等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の措置を規定。

(2) 施行通達において、「有効な呼吸用保護具」とは、100 以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、

ア 粒子捕集効率が 99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具（以下「PAPR」という。）

イ 粒子捕集効率が 99.97%以上の半面形の面体を有する PAPR のうち、漏れ率が 1%以下（PAPR の規格で定める漏れ率による等級が S 級又は A 級）であって、労働者ごとに防護係数が 100 以上であることが確認されたものが含まれるとしている。

2. 検討事項

(1) 資料 2 - 2 により、JIS の指定防護係数が 100 に満たない電動ファン付き呼吸用保護具のうち、「有効な呼吸用保護具」として認められるものはあるか。

(2) PAPR の規格（平成 26 年厚生労働省告示第 455 号）で定める漏れ率が S 級又は A 級のものについて、防護係数の確認は必要か。

(3) 作業環境測定が実施可能な場合、第一管理区分であることが確認された作業場で作業する労働者に対し、窯、炉等の施工又は補修等の作業に従事する場合であっても、防護係数 100 に満たない呼吸用保護具の使用は認められるか。

<参考：作業の種類別の措置の違い>

- ①RCF等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置をとる作業
- ②RCF等を用いて断熱又は耐火の措置をとった窯、炉等の補修の作業（①と③を除く）
- ③RCF等を用いて断熱又は耐火の措置をとった窯、炉等の解体、破砕等の作業（RCF等の除去の作業を含む）
- ④①～③以外の製造、取扱いの作業

(条文) 第38条の20	規制内容	作業の種類			
		①	②	③	④
第1項	作業場の床等は、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。	○	○	○	○
	粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上掃除をする。	○	○	○	○
第3項 第1号	作業場所をそれ以外の作業場所から隔離する。 （隔離することが著しく困難である場合） ①別の作業場所で作業に従事する労働者に適切な呼吸用保護具等を使用させる。 ②湿潤化措置	○	○	○	—
第3項 第2号	労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させる。	○	○	○	—
第4項 第1号	RCF等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置	—	—	○	—
第4項 第2号	作業場所に RCF 等の切りくず等を入れるためのふたのある容器の配備	—	—	○	—